

「市民が川口で学び、川口で働き、川口でくらす」自立した地域循環型のまちづくりを

3月9日(月)10時から金子幸弘市議が一般質問をしました。3月は予算審議をする議会ということもあり、会派を代表して60分の質問です。

岡村ゆり子市長に対して川口駅周辺の大型開発偏重の市政を転換するよう迫り、市民のいのち・くらし・しごとを守る川口市政について提案をしました。

今号では金子幸弘市議の一般質問と答弁の概要をお知らせします。今後とも主権者として市議会を傍聴し、市政の変革に力を合わせましょう

◎「市民が川口で学び、川口で働き、川口でくらす」自立した地域循環型のまちづくりを

【問】国として外交も経済も自立をしていない。食料もエネルギーも自立していない。自立した国があるべき姿であり、一つ一つの地方自治体も自立したまちづくりが必要と考えるがどうか。

【答】人口減少や超高齢化社会が進む中、本市が自立した地域循環型のまちづくりを推し進めることは、すべてが地域で完結でき、利便性が向上する一方で、広域や地域の実情に応じて柔軟に取り組むべき分野もあると考えております。このため、私は本市がさらなる発展を遂げるため、施政方針でも述べたとおり、市民の皆様のお声のもと、人づくりなくして国づくりなし、子育て、教育に力を入れるまちづくりなど、輝くまち川口を実現させる6つの基本政策を掲げ、これからも住み続けたいと誰もが実感できる、真に選ばれるまちを目指したまちづくりに取り組んで参る所存でございます。

◎川口市としてヘイトスピーチを許さない姿勢を示すために施策を講じること

【問】法務省は2019年、「選挙運動」と称して差別街宣をすることに「適切に対応する」よう求める通知を全国に出しました。「選挙も差別の免罪符にはならない」と説明しています。ヘイトスピーチ解消法は不十分さもありますが、国にたいし、「必要な助言その他の措置を講ずる義務」を、地方公共団体にたいしては、「当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」ことを明記するなど、重要な意義を持っているもの。川口市としての毅然とした姿勢を。

【答】本市におきましては、法務省が作成した「ヘイトスピーチ、許さない」をキャッチコピーとしたポスターの貼付やチラシを窓口に配置し、啓発に努めているところでございますが、他の取り組みにつきましては、今後、検討して参ります。

◎大型商業施設に期日前投票所を

【問】衆議院選挙において、イオン株式会社は、全国158か所のイオン系列の商業施設に期日前投票所や当日投票所を設置。また、セブン&アイ・ホールディングスもイトーヨーカドーおよびアリオの17店舗で期日前投票所を設置したということ。どちらのグループも、企業の社会貢献、地域貢献の一環として取り組まれている。川口市内のイオンとアリオだけ方針が違うということはない。あとは川口市としての姿勢だけが問われている

【答】今後、設置に向けて具体的に検討して参りたいと存じます。

◎路線バス利用者への支援として川口市版シルバーパスの実施を

【問】市として、国際興業バスや東武バスが実施している高齢者向け定期券を利用する人に補助することで新たな仕組みを作らずとも高齢者にとって喜ばれる。バス利用者そのものを掘り起こして増やしていくことで運転手を増やす土台も作っていくのでは

【答】本市における高齢者の移動手段の確保に向けて検討を進めるよう関係部局に指示した

◎見沼代用水東縁について県の補助金を活用した沿川の再整備を

【問】埼玉県の令和7年度までの水辺周辺活用事業として、見沼代用水東縁の沿川環境改善事業が行われているが、その歴史的価値にふさわしいような、美観的に統一性がある遊歩道やフェンスを再整備すべき

【答】県の新たな補助金などの動向を注視しながら、再整備の可能性について調査研究して参りたいと存じます

◎大型街路整備事業について計画の見直しを

【問】総事業費500億円、残事業費255億円もの街路整備事業について見直すべき

【答】現在、計画を見直すことは考えておりませんが、今後とも関係利権者に街路整備事業の必要性をご理解いただくとともに必要な財源の確保に努め、着実な事業推進に努めてまいりたいと存じます。

◎小学校体育館への空調機設置を急ぐこと

【問】計画を前倒しして設置していくべき

【答】令和8年度当初予算案では国の補助金の対象期間である令和15年度末までの整備を予定しておりましたが、今後は4年以内の実施設計を完了し、順次工事が進められるよう計画して参ります

新川口

2026年3月15日 No.1829

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

学校施設の貸出について教育施設は無償で提供を!

日本共産党市議団は「学校は教育の場」であり使用料を徴収することに反対

「川口市学校施設の使用料に関する条例」施行に伴い、学校施設を利用する団体のみなさんから異論の声が上がっています。この条例は、令和7年12月定例会市議会で提案・可決され日本共産党市議団と新風会が反対しました。

●「川口市学校施設の使用料に関する条例」とは

学校教育に支障のない範囲で、川口市立学校の施設を社会教育その他公共のための活動で教育委員会が特に認めるものに使用させる場合の使用料に関し必要な事項を定める内容です。施工期日は令和8年6月1日からですが、令和8年4月1日から施行日の前日までに施行日以降の使用の許可を受けたものからは、施行日前日においても、使用料を徴収することができると付則で定めています。

【使用料の徴収について】

▶午後5時から午後9時までの2時間単位

運動場／8000㎡未満340円／8000㎡以上680円

体育館／840㎡未満550円／840㎡以上1100円

武道場／240㎡未満610円／240㎡以上1220円

テニスコート／820円

▶その他の施設／午前7時から午後1時まで240円／午後時から午後5時まで

490円／午後5時から午後9時まで730円

▶運動場夜間照明施設／1時間単位で電球1個につき30円を限度として市長が別に定める

▶体育館空調施設／1時間単位で730円

【学校施設使用料の減免について】

▶対象団体

- 免除**
- ①市立の教育機関
 - ②公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会及び川口市スポーツ少年団
 - ③市内の町会・自治会を統合する連合町会が行う運動会・文化祭・盆踊り等
 - ④PTA等の団体
 - ⑤障害者及びその介護者の団体
 - ⑥市内の中学校部活動の地域展開に係るモデル事業に参加する団体
 - ⑦小・中学生が中心となって活動する団体

減額(半額)

- ①埼玉県内の教育機関
- ②公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会又は川口市スポーツ少年団に加盟している団体
- ③公益財団法人埼玉県スポーツ協会(加盟団体を含む。)
- ④市内の町会・自治会
- ⑤市内に居住する65歳以上の者で構成される団体
- ⑥施設の存する学校の近隣に存する幼稚園及び保育園
- ⑦小・中学生が中心となって活動する団体

▶減免の申請及び承認について

使用料の減免・免除を受けるには、団体登録の申請の際に「川口市立学校施設使用料減額・免除申請書」に該当することを証する書類を添えて教育委員会に提出し、その了承を受ける必要があります。

▶お問い合わせ 川口市教育委員会教育政策室

生活困りごと相談会

お金、老後、介護、病気、障害、育児、ひきこもり、成年後見人制度など生活の不安や困り事を、専門の相談員に相談できる「困り事相談会」が開催されます。

秘密厳守、予約不要、無料、どなたでもお気軽にご参加ください。

3月12日(木)から全4回3会場で開催

各日13:30～16:30(最終受付16:00) 相談時間30分程度

3月12日(木) ●ララガーデン川口(1階コミュニティルーム) 宮町18-9

3月13日(金)・19日(水) ●イオンモール川口前川(2階サイボーホール) 前川1-1-11

3月18日(水) ●川口診療所(1階こみてNAKAMACHI) 仲町1-36

◎ 食料品の無料配布があります(一世帯1回限り) ◎
数に限りがあるので無くなり次第終了となります。

問い合わせ 社会福祉法人 川口市社会福祉協議会(福祉支援課)
048-252-1294(平日8:30～17:15)